



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 26 日(火)
号外第 180 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（40）（給与課）・・・ 2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（41）（〃）・・・ 3
住居手当に関する規則の一部を改正する規則（42）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◇ 企業局管 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（8）（総務課）・・・・・・ 10
理規程
- ◇ 病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（9）（総務課）・・・ 12
理規程

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第40号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(医療業務手当)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">級の区分</th> <th style="width: 90%;">職 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td>総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長</td> </tr> </tbody> </table>	級の区分	職 種	略		5 級	総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長	<p>(医療業務手当)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">級の区分</th> <th style="width: 90%;">職 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td>総合療育センターの医師並びに保健所の課長及び医長</td> </tr> </tbody> </table>	級の区分	職 種	略		5 級	総合療育センターの医師並びに保健所の課長及び医長
級の区分	職 種												
略													
5 級	総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長												
級の区分	職 種												
略													
5 級	総合療育センターの医師並びに保健所の課長及び医長												

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成18年10月1日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第41号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p><u>附則</u></p> <p>（経験年数を有する者の号給の調整）</p> <p>第5条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、第3条の2第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第12条に規定する職員（以下「特定職員」という。）であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>（昇格）</p> <p>第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、そ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>（経験年数を有する者の号給の調整）</p> <p>第5条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、第3条の2第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給）の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が別表第13の備考に規定する特定職員であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会が定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>（昇格）</p> <p>第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、そ</p>

の者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格させる場合で人事委員会が定めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

- (1) 行政職給料表 6級
- (2) 公安職給料表 7級
- (3) 教育職給料表(1) 3級
- (4) 教育職給料表(2) 3級
- (5) 研究職給料表 4級
- (6) 医療職給料表(1) 3級
- (7) 医療職給料表(2) 6級
- (8) 医療職給料表(3) 6級

2及び3 略

(行政職給料表の6級以上の職員に相当する職員)

第12条 給与条例第4条第6項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、第8条第1項第2号から第8号までに掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級が当該各号に定める級以上である職員(給与条例第7条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員に限る。)とする。

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、昇給日の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第13)の職務の級欄に定める職務の級である職員

の者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2及び3 略

(行政職給料表の6級以上の職員に相当する職員)

第12条 給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級が当該各号に定める級以上である職員とする。

- (1) 公安職給料表 7級
- (2) 教育職給料表(1) 3級
- (3) 教育職給料表(2) 3級
- (4) 研究職給料表 4級
- (5) 医療職給料表(1) 3級
- (6) 医療職給料表(2) 6級
- (7) 医療職給料表(3) 6級

であって、次に掲げる職員以外のもの（部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表（別表第14）において「初任層職員」という。）とする。

- (1) 昇給日の前日に属する職務の級の区分に応じ、同日における号給が特定級号給表の号給欄に掲げる号給を超える職員
- (2) 新たに職員となった日以後の期間（以下「採用後期間」という。）が特定級号給表の適用年数欄に掲げる年数（以下「適用年数」という。）を超える職員
- (3) 新たに職員となった日前に職員として在職した期間（以下「職員経験期間」という。）がある職員のうち、職員経験期間に採用後期間を加えた期間が適用年数を超えることとなる職員（前号に掲げる職員を除く。）
- (4) 採用後期間（職員経験期間がある職員にあっては、職員経験期間に採用後期間を加えた期間）が2年以下の職員（公安職給料表の適用を受ける職員に限る。）

（昇給区分及び昇給の号給数）

第13条 職員を給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

2～7 略

（復職時等における号給の調整）

第17条 休職にされ、若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国派遣職員、公益法人等派遣職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした職員が職務に復帰し、又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第15条若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県

（昇給区分及び昇給の号給数）

第13条 職員を給与条例第4条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて昇給号給数表（別表第13）に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

2～7 略

（復職時等における号給の調整）

第17条 休職にされ、若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国派遣職員、公益法人等派遣職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした職員が職務に復帰し、又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第15条若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県

<p>費負担教職員勤務時間条例」という。)第13条に規定する病気休暇、勤務時間条例第17条及び県費負担教職員勤務時間条例第15条に規定する無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。)第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは義務免除の期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間又は育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>費負担教職員勤務時間条例」という。)第13条に規定する病気休暇、勤務時間条例第17条及び県費負担教職員勤務時間条例第15条に規定する無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。)第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは義務免除の期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第14)により換算して得た期間又は育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
---	---

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第13を次のように改める。

別表第13(第12条の2関係)

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
行政職給料表	1級	72号給	6年
	2級	32号給	
公安職給料表	1級	64号給	4年
	2級	56号給	
	3級	44号給	
教育職給料表(1)	1級	60号給	4年
	2級	40号給	
教育職給料表(2)	1級	60号給	4年
	2級	52号給	
研究職給料表	1級	76号給	6年
	2級	40号給	
医療職給料表(2)	1級	68号給	6年
	2級	40号給	
医療職給料表(3)	1級	60号給	6年
	2級	44号給	

別表第14を別表第15とし、別表第13の次に次の1表を加える。

別表第14（第12条の2・第13条関係）

昇給号給数表

職員区分 \ 昇給区分	A	B	C	D
一般特定職員	7号給以上	6号給又は5号給	3号給	2号給
一般職員	8号給以上	6号給	4号給	2号給
初任層職員	8号給以上	7号給	5号給	2号給
昇給抑制職員	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 1 「一般特定職員」とは、特定職員のうち昇給抑制職員以外の職員をいう。

2 「一般職員」とは、一般特定職員、初任層職員及び昇給抑制職員のいずれにも該当しない職員をいう。

3 「昇給抑制職員」とは、給与条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）第12条の2の規定は、施行日以後に新たに職員となった者に適用する。

（経過措置）

3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。）の前日に属する職務の級が新規則別表第13の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、新たに職員となった日の属する附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日を越えない範囲内において部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表（附則第3項関係）

平成14年4月1日から平成17年3月31日まで	平成21年1月1日
平成17年4月1日から施行日の前日まで	平成24年1月1日

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第42号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅) 第3条 略</p> <p><u>(職員以外の当該住宅の新築者等)</u> 第3条の2 <u>条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 前条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p> <p><u>(2) 前条第3号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者</u></p>	<p>(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅) 第3条 略</p> <p><u>(職員以外の当該住宅の新築者等)</u> 第7条の2 <u>条例第9条の5第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 第3条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p> <p><u>(2) 第3条第3号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者</u></p>
<p>(支給の始期及び終期) 第9条 略</p> <p>2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定す</p>	<p>(支給の始期及び終期) 第9条 略</p> <p>2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき、<u>又は職員が条例第9条の5第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、</u></p>

る場合について準用する。

それぞれその事実の生じた日又は5年を経過した日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第83号）第1条の規定の施行の日から施行する。

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第8号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（住居手当の適用除外職員等）</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第6条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）<u>あつては、当該委任を受けた鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により設置された鳥取県企業局の長又は鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第4条の規定により設置された総務課の長。以下同じ。</u>）が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第4条の3第2号の企業管理規程で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u></p> <p>（1） <u>前項第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p>	<p>（住居手当の適用除外職員等）</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p>

(2) 前項第3号に掲げる住宅のうち知事が定める	
住宅 知事が定める者	
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略

附 則

この規程は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第83号）第6条の規定の施行の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第9号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
(住居手当) 第9条 略 2 略 <u>3 条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u> <u>(1) 前項第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u> <u>(2) 前項第3号に掲げる住宅のうち管理者が定める住宅 管理者が定める者</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u>	(住居手当) 第9条 略 2 略 3 略 4 略

附 則

この規程は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第83号）第7条の規定の施行の日から施行する。